

庄原市斎場再編整備計画

平成 26 年 7 月策定

平成 29 年 9 月改定

庄 原 市

◆ ◆ ◆ 目 次 ◆ ◆ ◆

はじめに

第1章 庄原市斎場再編計画

I. 計画の趣旨	2
II. 現状把握	
1. 地域の概要	2
2. 人口動態	2～3
3. 既存施設の概要	4～6
III. 必要火葬炉数の算定	
1. 人口予測	7
2. 死亡率・死亡者数予測	8～9
3. 必要火葬炉数の算定	10～11
IV. 斎場設備における現状と課題	12
V. 斎場整備の基本方針	13
VI. 再編の考え方	
1. 必要斎場箇所数の検討	14～17
2. ニーズの把握	18～23
3. 再編パターンを選定	23
4. 再編する施設整備の方向性	24～29
5. 再編時期	30～31

第2章 庄原市斎場整備計画

I. 新庄原市斎場の基本理念	33
II. 新庄原市斎場整備の基本的な考え方	33
III. 新庄原市斎場の概要	34～37
IV. 建築物の規模と必要敷地面積	38～39
V. 動線計画	40
VI. 建設地と建物配置計画	41
VII. 概算事業費	42
VIII. 事業スケジュール	43

参考資料

資料1 庄原市斎場再編整備検討委員会設置要綱	44～45
資料2 斎場再編に関する意見書	46～47
資料3 庄原市斎場の整備に関する意見書	48～52

はじめに

庄原市は、平成 17 年 3 月 31 日に旧庄原市、比婆郡 5 町（西城町・東城町・口和町・高野町・比和町）及び甲奴郡総領町が合併し誕生した。広大な面積を有する本市には、旧市町ごとに 7 ヶ所の斎場があり、利用者の身近な場所において火葬を行うことが可能となっている。また、平成 19 年 4 月から指定管理者制度を導入し、利便性の向上や効率的な運営を目的として市内業者による管理委託を行っている。今後は更に高齢化が進み、益々火葬の必要性が高まってくるため、拡大する需要に引続き応えていかなければならない。

しかしながら、築後 39 年が経過した庄原市斎場については、施設全般に老朽化が著しく、早期の整備について市民からの要望も強い。また、他斎場も含め、年々火葬炉の機能が低下し、近年の厳しい財政状況の中で修繕にかかる経費が年々増加していることなど課題がある。

このような状況の中、広く市民の意見を尊重するため平成 24 年 9 月に「庄原市斎場再編整備検討委員会」を発足し、議論を重ねてきた。この検討委員会での意見を踏まえ、火葬という必要不可欠なサービスを持続的に提供していくためには、本市の斎場はどうあるべきか、どのような形態で需要に応え、利便性を確保するのかを検討した。

第 1 章の「庄原市斎場再編計画」では、施設の現状と将来の人口動態などから、近い将来において適正な火葬業務を行うことのできる斎場のあり方について考え、再編の方向性を定めた。

第 2 章の「庄原市斎場整備計画」では、庄原市斎場の建替えにあたり、必要な火葬機能、待合機能などについて具体的に検討し、新庄原市斎場の整備方針を定めた。

庄 原 市

第 1 章

庄原市斎場再編計画

I. 計画の趣旨

斎場は故人を見送る大事な施設として、持続的な確保が必要である。本計画では、老朽化の進んでいる庄原市斎場の早期建替えを含め、将来にわたって火葬等の需要に応えることのできる庄原市全体の斎場のあり方についてまとめる。

II. 現状把握

1. 地域の概要

本市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、北は島根県・鳥取県に隣接する「県境のまち」である。中国山地の山々に囲まれた河川沿いに広がる盆地や流域の平坦地に、複数の市街地と大小の集落を形成している。

東西約 53km、南北 42km のおおむね四角形で、面積は 1,246.6k m²。広島県の約 14%を占め、全国自治体の中で 13 番目、近畿以西では最大の広さ（平成 26 年 4 月 1 日現在）となっている。

本市の地形は、標高 150～200mの盆地をはじめ、全般的に緩やかな起伏の台地を形成しているが、北部の県境周辺部は、県内有数を誇る 1,200m級の高峰と森林に囲まれ、この地の沢を源流域とした河川が「江の川水系」と「高梁川水系」に分岐し、日本海、瀬戸内海に注いでいる。

水と緑に恵まれ、四季の変化に富んだ豊かな自然環境を土台として、中山間地域ならではの心なごむ里山景観を有している。

▼庄原市の位置



2. 人口動態

庄原市は、近隣の 1 市 6 町が合併して平成 17 年 3 月 31 日に誕生した新しい市であることから、合併前の 1 市 6 町における人口動態により整理を行う（表 1）。

人口は、減少傾向にあり、死亡者数については、増加の傾向にある。死亡率から見ると全国平均値よりも高い状況となっており、高齢化の進行によるものと推察される。

表1 人口動態

人口は3月末現在

年度	町名 項目	旧庄原市	西城町	東城町	口和町	高野町	比和町	総領町	合計	全国平均 死亡率 (%)
平成 17 年度	人 口 (総数)	20,312	4,658	9,909	2,547	2,351	1,939	1,803	43,519	0.85
	増 減 率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	
	死 亡 者 数 (人)	274	77	183	47	40	40	43	704	
	死 亡 率 (%)	1.35	1.65	1.85	1.85	1.70	2.06	2.38	1.62	
平成 18 年度	人 口 (総数)	20,036	4,562	9,748	2,493	2,327	1,881	1,760	42,807	0.86
	増 減 率 (%)	98.6	97.9	98.4	97.9	99.0	97.0	97.6	98.4	
	死 亡 者 数 (人)	293	72	148	53	34	38	38	676	
	死 亡 率 (%)	1.46	1.58	1.52	2.13	1.46	2.02	2.16	1.58	
平成 19 年度	人 口 (総数)	19,815	4,474	9,593	2,412	2,266	1,811	1,739	42,110	0.88
	増 減 率 (%)	97.6	96.0	96.8	94.7	96.4	93.4	96.5	96.8	
	死 亡 者 数 (人)	278	86	155	58	25	42	36	680	
	死 亡 率 (%)	1.40	1.92	1.62	2.40	1.10	2.32	2.07	1.61	
平成 20 年度	人 口 (総数)	19,608	4,380	9,424	2,368	2,206	1,769	1,707	41,462	0.90
	増 減 率 (%)	96.5	94.0	95.1	93.0	93.8	91.2	94.7	95.3	
	死 亡 者 数 (人)	334	71	169	34	29	38	37	712	
	死 亡 率 (%)	1.70	1.62	1.79	1.44	1.31	2.15	2.17	1.72	
平成 21 年度	人 口 (総数)	19,437	4,289	9,285	2,337	2,161	1,719	1,660	40,888	0.92
	増 減 率 (%)	95.7	92.1	93.7	91.8	91.9	88.7	92.1	94.0	
	死 亡 者 数 (人)	311	74	156	38	30	28	29	666	
	死 亡 率 (%)	1.60	1.73	1.68	1.63	1.39	1.63	1.75	1.63	
平成 22 年度	人 口 (総数)	19,240	4,182	9,068	2,320	2,120	1,698	1,598	40,226	0.94
	増 減 率 (%)	94.7	89.8	91.5	91.1	90.2	87.6	88.6	92.4	
	死 亡 者 数 (人)	356	77	163	45	38	33	31	743	
	死 亡 率 (%)	1.85	1.84	1.80	1.94	1.79	1.94	1.94	1.85	
平成 23 年度	人 口 (総数)	18,978	4,087	8,926	2,264	2,067	1,639	1,572	39,533	0.96
	増 減 率 (%)	94.7	89.6	91.6	90.8	88.8	87.1	89.3	92.4	
	死 亡 者 数 (人)	309	93	147	48	38	37	31	703	
	死 亡 率 (%)	1.63	2.28	1.65	2.12	1.84	2.26	1.97	1.78	
平成 24 年度	人 口 (総数)	19,036	3,978	8,790	2,235	2,022	1,612	1,548	39,221	0.98
	増 減 率 (%)	96.1	88.9	91.6	92.7	89.2	89.0	89.0	93.1	
	死 亡 者 数 (人)	322	93	180	38	38	31	36	738	
	死 亡 率 (%)	1.69	2.34	2.05	1.70	1.88	1.92	2.33	1.88	

出典 ①人口推移：平成17年度～平成24年度は市の資料

②死亡者数：平成17年度～平成24年度は市の資料

③全国平均死亡率：国立社会保障人口問題研究所より

3. 既存施設の概要

(1) 施設の状況

本市における既存の斎場は、7箇所設置されている（表2）。いずれの施設も合併以前のものであり、最も古い庄原市斎場においては建設から39年が経過している。施設設備全般において老朽化が進んでおり、近年多くの維持修繕費が必要となっている。そのため、修繕時には近隣の斎場を使用せざるをえず、不便な状況になっている。

表2 既存施設の概要

名称	設置場所	設立年月	経過年数	火葬炉数	備考
庄原市斎場	一木町338-2	昭和50年	39年	2基	待合棟・納骨塔
西城斎苑	西城町八鳥599-9	昭和61年	28年	2基	待合室
東城斎場	東城町川鳥58-17	平成8年	18年	2基	待合棟・葬祭棟・集会棟
口和斎場	口和町永田640-5	平成元年	25年	1基	
高野斎場	高野町新市1060-3	平成8年	18年	1基	待合室・納骨塔
比和斎場	比和町比和332	平成11年	15年	1基	
総領斎場	総領町稲草15-1	平成14年	12年	1基	

(2) 火葬の取扱い件数について

既存斎場における火葬取扱い件数を施設別に示す（表3）と、庄原市斎場及び東城斎場において利用が多く、続いて西城斎苑、その他の斎場はほぼ同水準となっている。全体としては増加傾向にあり、平成24年度は利用数が732件であった。

表3 斎場使用件数（施設別）（単位：件）

名称	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年平均
庄原市斎場	299	289	312	304	325	326	334	313
西城斎苑	69	72	70	70	71	70	87	73
東城斎場	162	165	175	165	185	163	180	171
口和斎場	44	54	35	37	41	48	42	43
高野斎場	36	23	36	33	43	36	39	35
比和斎場	35	48	38	27	30	28	23	33
総領斎場	28	30	26	26	30	18	27	26
合計	673	681	692	662	725	689	732	693

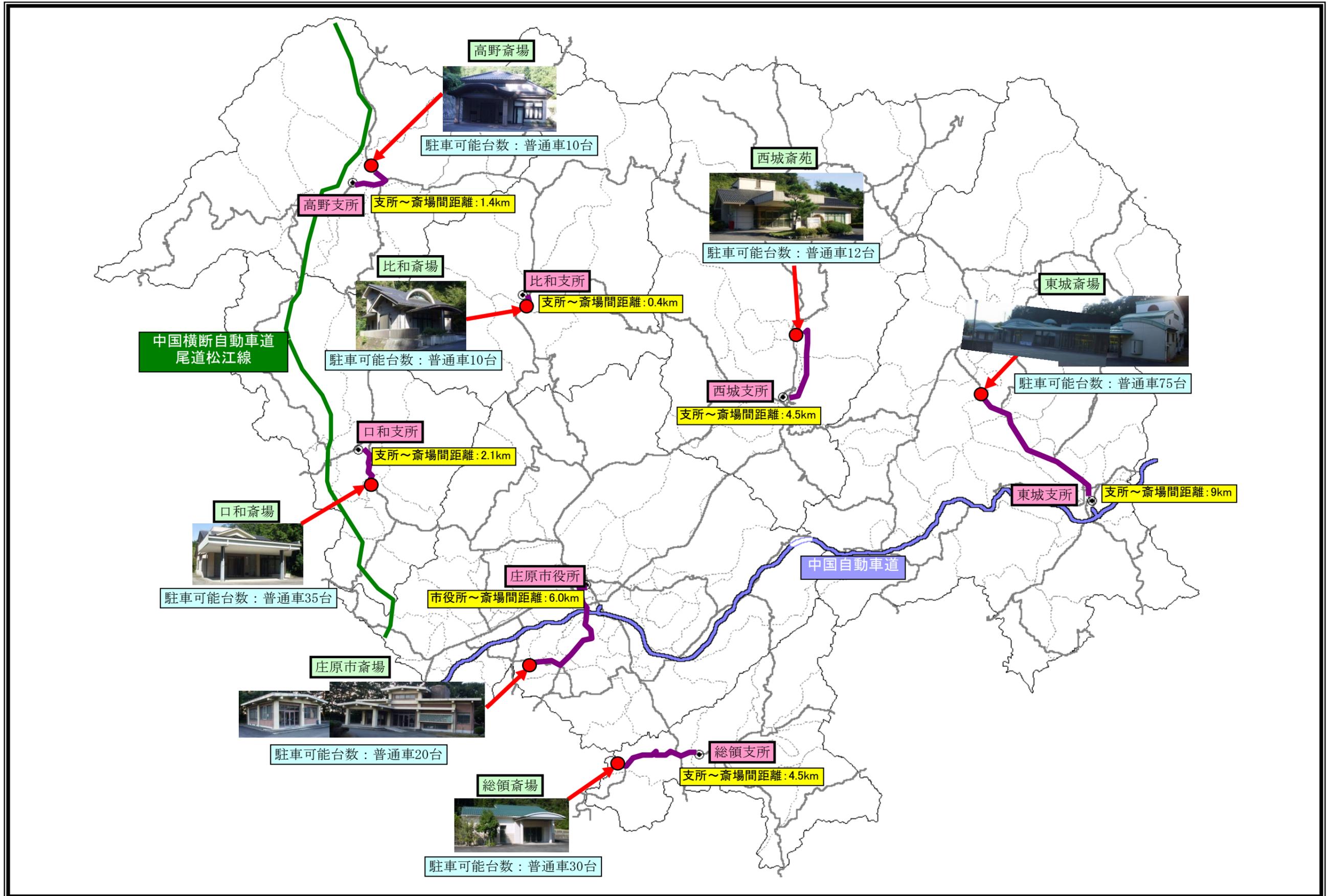
月別に見る（表4）と、平均では6月から10月の夏場にかけて件数が少なく、11月から1月の冬場にかけて件数が多い傾向にある。月あたりでは最も多いのが平成24年12月の84件であり、最も少ないのが平成19年9月の32件となっており、最大2.63倍の格差となっている。

表4 斎場使用件数（月別）

（単位：件）

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	年度													
7 施設 合計	18年度	57	60	46	41	52	47	48	67	55	81	52	67	673
	19年度	61	52	48	40	52	32	58	61	66	75	73	63	681
	20年度	75	78	55	52	43	57	59	60	57	64	46	46	692
	21年度	56	57	51	49	59	59	48	62	59	67	42	53	662
	22年度	52	45	55	57	44	54	57	74	68	78	65	76	725
	23年度	58	51	61	49	57	45	62	60	73	63	61	49	689
	24年度	59	59	43	48	58	52	57	68	84	73	62	69	732
平均値		60	57	51	48	52	49	56	65	66	72	57	60	693

(3) 庄原市の斎場位置図



Ⅲ. 必要火葬炉数の算定

1. 人口予測

まず、将来の人口動態から、庄原市全体としてどの程度の火葬が見込まれるか算定する。

人口予測は、国立社会保障人口問題研究所の「日本の将来推計人口」で示されている全国の市町村別の人口予測値を用いる（表5）。これによると、庄原市は人口減少となることが想定されている。年次毎の人口を推計すると、平成42年で3万人を下回る事となる（表6）。

表5 将来の市区町村別人口および指数（平成17年=100とした場合）

地域	総人口（人）							指数	
	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成32年	平成47年
34000 広島県	2,876,642	2,841,830	2,783,833	2,705,811	2,612,731	2,508,602	2,392,830	94.1	83.2
34100 広島市	1,154,391	1,159,244	1,153,023	1,136,931	1,112,223	1,080,370	1,041,721	98.5	90.2
34209 三次市	59,314	56,622	53,694	50,641	47,679	44,880	42,015	85.4	70.8
34210 庄原市	43,149	40,468	37,649	34,800	32,099	29,652	27,272	80.7	63.2
34214 安芸高田市	33,096	31,518	29,784	28,000	26,311	24,721	23,112	84.6	69.8

出典：国立社会保障人口問題研究所

表6 庄原市人口予測及び増減率

年次	人口予測(人)	増加(減)率	
現況	平成22年度	40,226	100.0
将来予測値	平成27年	37,649	93.6
	平成32年	34,800	86.5
	平成37年	32,099	79.8
	平成38年	31,616	78.6
	平成39年	31,134	77.4
	平成40年	30,651	76.2
	平成41年	30,168	75.0
	平成42年	29,652	73.7
	平成43年	29,203	72.6
	平成44年	28,720	71.4
	平成45年	28,237	70.2
平成46年	27,755	69.0	
平成47年	27,272	67.8	

※現況(平成22年度)は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口

※国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口」にない平成38～41、43～46年(n年次)は、次の方法で算出

平成37年人口+[(平成47年人口-平成37年人口)÷10年×(n-37)年]

2. 死亡率・死亡者数予測

死亡者数は、本市において予測データがないことから、国立社会保障人口問題研究所の「日本の将来推計人口」の予測値を用いる。

「日本の将来推計人口」によると、平成22年度における全国平均では0.94%であった(表7)。一方、本市の死亡率は1.85%で(表8)、全国平均より高い状況となっており、高齢化が進んでいるものと推察される。

表7 将来死亡率予測

年次	実数(1,000人)			率(人口1,000対)		
	出生	死亡	自然増加	出生	死亡	自然増加
平成 18 (2006)	1,090	1,103	-13	8.5	8.6	-0.1
19 (2007)	1,022	1,122	-100	8.0	8.8	-0.8
20 (2008)	987	1,146	-159	7.7	9.0	-1.2
21 (2009)	960	1,169	-209	7.5	9.2	-1.6
22 (2010)	935	1,192	-257	7.3	9.4	-2.0
23 (2011)	911	1,216	-305	7.2	9.6	-2.4
24 (2012)	890	1,240	-351	7.0	9.8	-2.8
25 (2013)	870	1,265	-395	6.9	10.0	-3.1
26 (2014)	852	1,290	-438	6.8	10.2	-3.5
27 (2015)	836	1,314	-478	6.7	10.5	-3.8
28 (2016)	821	1,338	-516	6.6	10.7	-4.1
29 (2017)	808	1,361	-553	6.5	10.9	-4.4
30 (2018)	795	1,384	-588	6.4	11.2	-4.7
31 (2019)	784	1,406	-623	6.4	11.4	-5.0
32 (2020)	773	1,429	-656	6.3	11.6	-5.3
33 (2021)	763	1,450	-687	6.3	11.9	-5.6
34 (2022)	754	1,471	-717	6.2	12.1	-5.9
35 (2023)	746	1,491	-745	6.2	12.3	-6.2
36 (2024)	739	1,509	-771	6.2	12.6	-6.4
37 (2025)	731	1,526	-795	6.1	12.8	-6.7
38 (2026)	725	1,542	-818	6.1	13.0	-6.9
39 (2027)	718	1,557	-839	6.1	13.2	-7.1
40 (2028)	711	1,571	-860	6.1	13.4	-7.4
41 (2029)	703	1,585	-881	6.1	13.7	-7.6
42 (2030)	695	1,597	-902	6.0	13.9	-7.8
43 (2031)	687	1,609	-922	6.0	14.1	-8.1
44 (2032)	677	1,620	-942	6.0	14.3	-8.3
45 (2033)	667	1,630	-963	5.9	14.5	-8.6
46 (2034)	656	1,639	-982	5.9	14.7	-8.8
47 (2035)	645	1,646	-1,001	5.8	14.9	-9.0

出典：国立社会保障人口問題研究所

なお、高齢化が進むことにより、一定の期間において死亡者数（死亡率）は増加するものと考えられることから、将来の死亡率数は、国立社会保障人口問題研究所の「日本の将来推計人口」で予測されている死亡率の年次ごとの増加率を本市の現状の死亡率（平成 22 年度死亡率 1.85%）に乗じて算出した。

平成 41 年では、年間で 813 人の死亡者数となることが予測され（表 8）、平成 47 年までの死亡者予測数において最大となっている。将来的にこの規模での火葬需要が求められることから、規模算出の目標年次を平成 41 年とし、庄原市全体の斎場再編のあり方について検討する。

表 8 庄原市の死亡率予測及び死亡者数予測

年 次		庄原市推計値			全国平均値 <中位推計値> (%)
		人口 (人)	死亡率 予測 (%)	死亡者数 予測 (人)	
現況	平成22年度	40,226	1.85	743	0.94
将来 予測 値	平成27年	37,649	2.07	778	1.05
	平成32年	34,800	2.28	794	1.16
	平成37年	32,099	2.52	809	1.28
	平成38年	31,616	2.56	809	1.30
	平成39年	31,134	2.60	809	1.32
	平成40年	30,651	2.64	808	1.34
	平成41年	30,168	2.70	813	1.37
	平成42年	29,652	2.74	811	1.39
	平成43年	29,203	2.78	810	1.41
	平成44年	28,720	2.81	808	1.43
	平成45年	28,237	2.85	806	1.45
	平成46年	27,755	2.89	803	1.47
	平成47年	27,272	2.93	800	1.49

3. 必要火葬炉数の算定

本市の斎場で必要とする火葬炉数を次のとおり算定する。

(1) 算出方法

① 計算式（厚生労働省監修「火葬場の施設基準に関する研究」に準拠）

$$\begin{array}{l} \text{集中時 1 日当りの} \\ \text{火葬件数(P)} \end{array} = \frac{\text{年間の火葬件数(Py)} \times \text{火葬集中係数(Cr)}{\text{年間稼働日数(D)}}$$

$$\text{必要火葬炉数(N)} = \frac{\text{集中時 1 日当りの火葬件数(P)}}{\text{1 炉 1 日当りの火葬件数(C)}} + \text{予備炉}$$

② 係数

計算式に使う係数は次のとおりとする。

ア 予測死亡者数(E) = 813 人

前記Ⅲ-2 で予測した人口動態予測の死亡者数を設定値とする。

イ 年間稼働日数(D) = 350 日

今回の計画は、年末年始及び施設のメンテナンス（月 1 回）を考慮し、稼働日を年間 350 日と設定とする。

ウ 火葬集中係数(Cr) = 2.63

本市の実情では、最大 2.63 倍の格差となっていることから、集中係数は 2.63 と設定する。

エ 1 炉 1 日当りの火葬件数(C) = 2 件

現施設の稼働実績・火葬習慣・火葬炉の機能及び耐久性を考慮して、1 炉 1 日当りの火葬件数を設定する。

火葬炉の稼働効率や火葬件数が多い状況を考慮し、1 炉 1 日の稼働数は 2 回(件)として設定する。

(2) 必要火葬炉の算出

① 規模算出目標時人口(平成 41 年度予測人口(表 8)) = 30,168 人

② 規模算出時死亡率(表 8) = 2.70 %

③ 規模算出時死亡者数(E)(表 8) = 813 人

④ 他の自治体からの火葬件数(F) = 25 件

3%程度の利用を見込む。813×3%=24.4≒25

⑤ 火葬集中係数(Cr) = 2.63

⑥ 年間稼働日数(D) = 350 日

⑦ 1 炉 1 日当りの火葬件数(C) = 平均 2 件

[必要火葬炉数]

①規模算出目標年次(平成41年度)における年間火葬件数(Py) = (E) + (F)

$$813 \text{ 件} + 25 \text{ 件} = 838 \text{ 件}$$

②集中時1日の火葬件数(P)

$$\frac{838 \text{ 件} (Py) \times 2.63 (Cr)}{350 \text{ 日} (D)} = 6.3 \text{ 件/日} \approx 7 \text{ 件/日}$$

③必要火葬炉数

$$\frac{7 \text{ 件/日} (P)}{2 \text{ 件/炉} \cdot \text{日} (C)} + \text{予備炉} 1 \text{ 基} = 4.5 \text{ 基} \approx 5 \text{ 基}$$

平成19年度から平成24年度までの庄原市全体における1日の最大火葬件数実績は10件であった。

1炉あたり2件の火葬が行えることから、必要火葬炉数を5基と設定する。

IV. 斎場設備における現状と課題

1. 過剰な炉数

将来の必要火葬炉数 5 基に対して、現在の 7 つの斎場の火葬炉合計数 10 基では過剰である。適正規模の設備体系となっておらず、適切かつ効率的な施設管理のあり方について改善の余地がある。

2. 施設の老朽化

昭和 50 年建設の庄原市斎場は、建物の老朽化が進んでいる。雨漏りによる機械設備への悪影響も生じてきている。早期の整備について、市民からの要望も強い。

3. 火葬炉の機能低下

火葬の主要機能である火葬炉の耐用年数はおよそ 15～16 年とされており、多くの施設において年数を超過しており、修繕も増加している。

また、火葬を行う機能の低下していること、修繕時には他の施設を利用しなければならない状況となるなど、安心して確実に火葬を行うことができない状況が生じる可能性がある。

4. 機能性の低い待合室

東城斎場以外では祭事等を行う機能を持った待合室がなく、また、火葬を行っている間の休憩や食事をする場所がない施設もあり、待合室があっても機能性が低い。

火葬は約 1 時間 30 分から 2 時間程度の時間がかかるため、点火後に一度施設から離れた後、火葬終了時に収骨のため再び施設の戻る場合が多く、利便性が低い。

5. 維持管理経費の増加

施設の老朽化や火葬炉の機能低下により修繕費用が増加している。火葬炉の修繕は 1 件あたり 300 万円を越える場合が多く、持続的に火葬を実施するためには維持管理費を確保し続けなければならない。

今後交付税の大幅な減額が見込まれるなど、長期的視点で本市の財政状況を考慮すると、増加する維持管理経費は財政負担増の要因となる。

V. 斎場整備の基本方針

1. 基本目標

庄原市の斎場設備における現状と課題から、将来にわたって安全に火葬を行うことができ、故人への最期のお別れを行う遺族の気持ちに応えるため、心穏やかに過ごせる施設を確保することを目標に定める。

2. 基本方針

(1) 施設数・炉数の適正化

既存の火葬炉数 10 基は将来の庄原市の必要火葬炉数 5 基に対して過剰であることから、施設の利便性の向上を図りながら、適正な施設数・炉数へ再編する。

(2) 新斎場の建設

施設の老朽化や火葬炉の機能低下が著しい庄原市斎場を整備する必要がある。また、市内の施設数・炉数の再編を行うことにより利用増加が見込まれるため、新たな需要に応えることができる新庄原市斎場を早期に建替えることを目指す。

(3) 待合機能の充実

新斎場を建設する際には、待合機能を充実させることで利用者の利便性の向上を図る。

再編を行うことで場合によっては移動にかかる時間が増えることが予想されるため、火葬開始から収骨までの時間を斎場施設内で過ごし、休憩や食事の時間をとることができるようにする。

また、施設の再編により集約される施設についても、待合機能の充実を図る。

以上の基本方針に基づき、庄原市 7 斎場を再編し、これからの庄原市の斎場のあり方について検討する。

VI. 再編の考え方

1. 必要斎場箇所数の検討

前記Vで示した斎場整備の基本方針に基づいて、施設の再編を行う。

本市が広大な面積を有することを踏まえ、一定程度の移動距離を考慮しつつ、施設の老朽化に対する不安を取り除き、いつでも安心して火葬を行うことができること、また、その需要を満たすことができることを重点に再編を考える。

新庄原市斎場を整備する上での再編パターンを次のとおり想定し、適切な斎場箇所数について検討する（表9）。

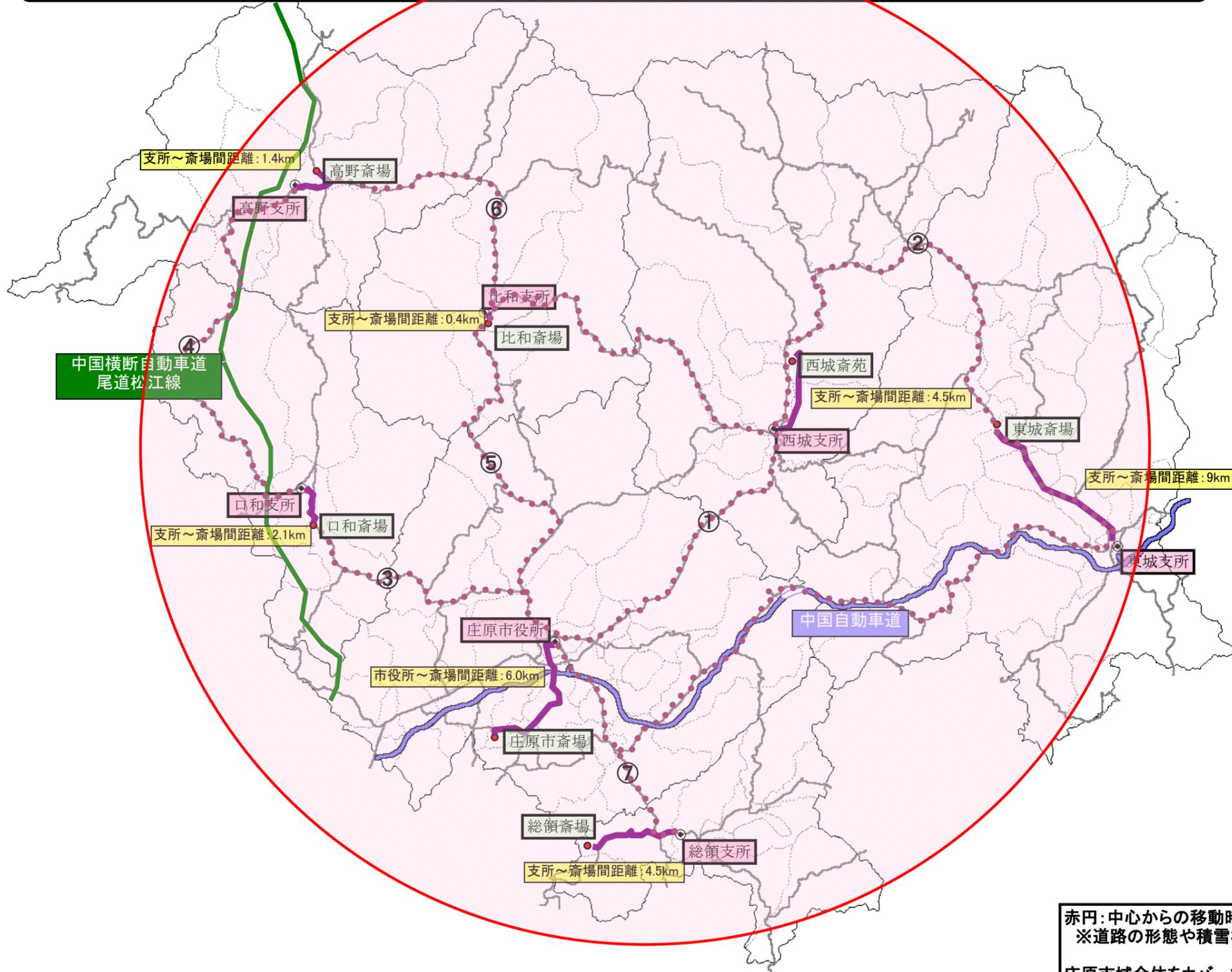
表9 必要斎場箇所数と再編パターン

必要斎場箇所数			再編パターン1	再編パターン2	再編パターン3
			新庄原 (1箇所)	新庄原+1箇所 (2箇所)	新庄原+2箇所 (3箇所)
施設維持・補修	維持管理経費 (※1)	現計額	約4,059万円/年		
		推計額	約3,414万円/年	約3,455万円/年	約3,496万円/年
	火葬炉補修費 (※2)	現計額	約665万円/年		
		推計額	約95万円/年	約190万円/年	約285万円/年
	コスト小計	現計額	約4,724万円/年		
		推計額	約3,509万円/年	約3,645万円/年	約3,781万円/年
施設整備	斎場からの移動距離	各地域から約60分圏内	各地域から約60分圏内	各地域から約40分圏内	
	新庄原市斎場炉数	5基	4基	3基	
	待合機能整備	必要 ・新斎場については建設経費に含む ・待合機能の無い他斎場が選択される場合、追加整備が必要			

※1 火葬件数の増加や燃料費の高騰により維持管理経費が年々増加しているため、直近の平成24年度の実績を元に算出。

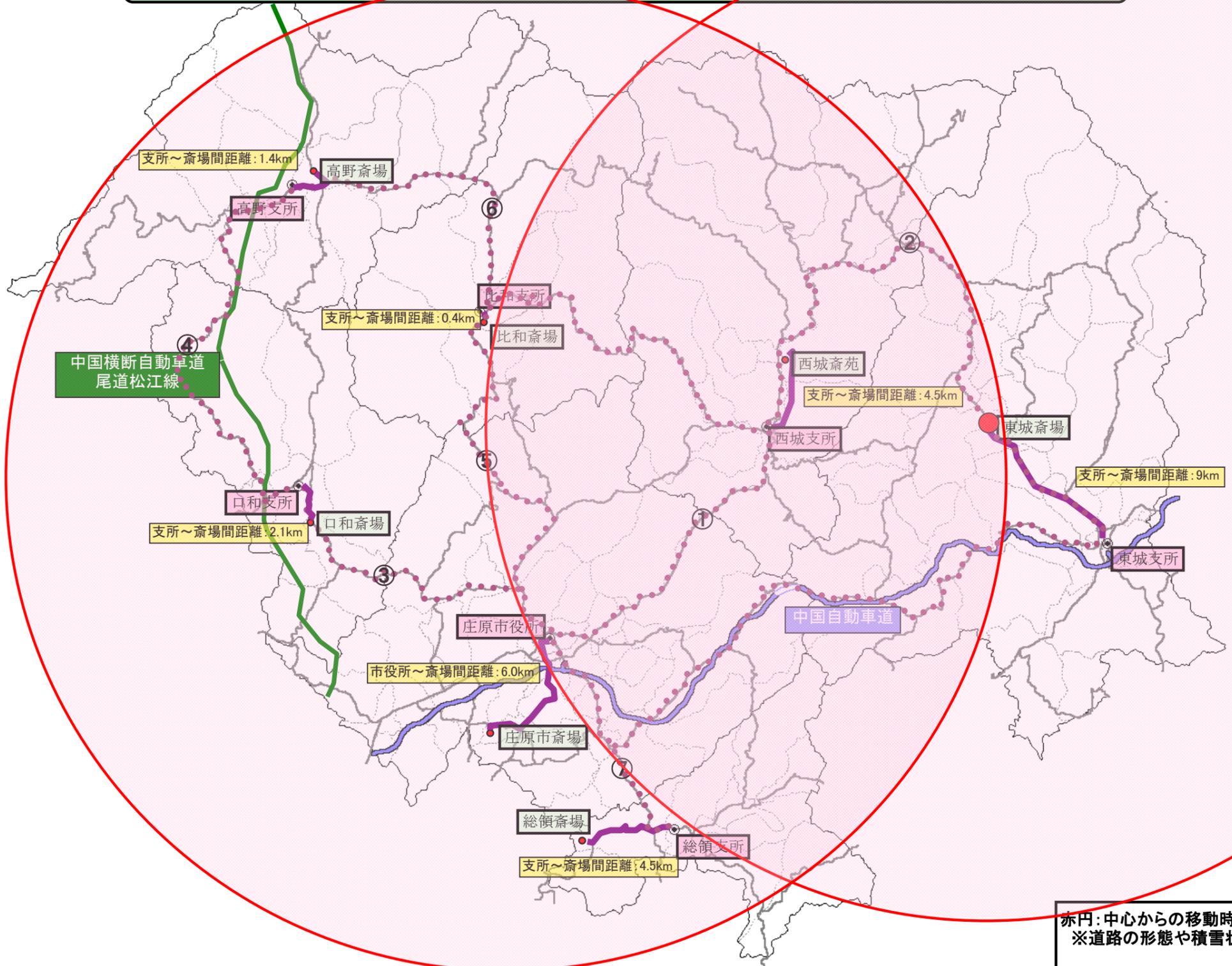
※2 年々老朽化が進行しており、修繕が頻発している平成20年度から平成24年度の実績平均を元に算出。

庄原市斎場の位置と距離（パターン1：庄原市の中心部を新候補地とした例）



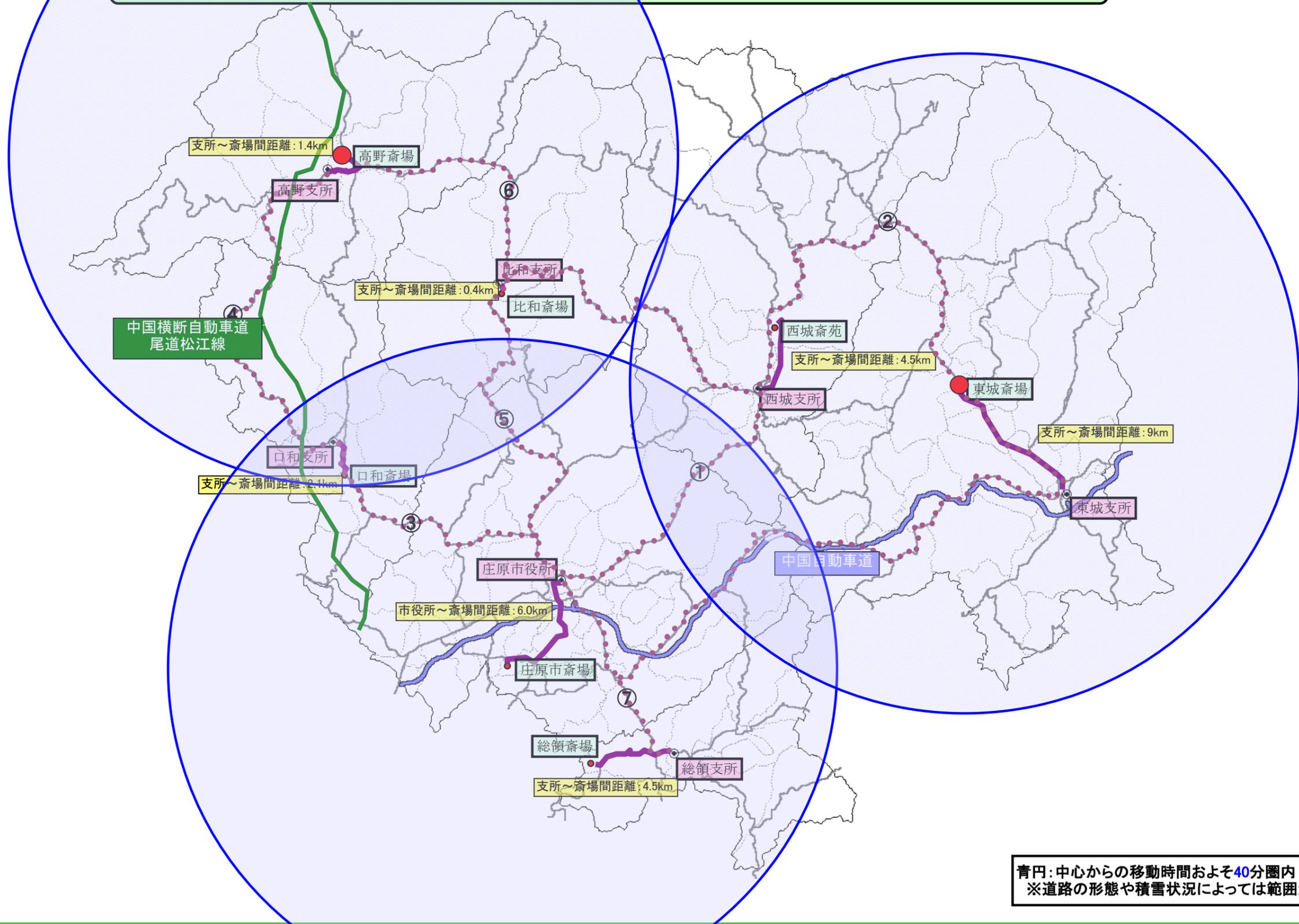
赤円：中心からの移動時間およそ60分圏内
 ※道路の形態や積雪状況によっては範囲が狭まる
 庄原市域全体をカバーできるように新斎場への移動範囲で円を描いた例

庄原市斎場の位置と距離 (パターン2 : 庄原新候補地・東城の例)



赤円: 中心からの移動時間およそ60分圏内
 ※道路の形態や積雪状況によっては範囲が狭まる
 仮に東城を残し、庄原市域全体をカバーできるように新斎場への移動範囲を描いた例

庄原市斎場の位置と距離（パターン3：庄原新候補地・東城・高野の例）



2. ニーズの把握

施設の整備にあたっては、昨今の火葬事情や利用者のニーズを十分に把握しておくことが重要となってくる。

広く市民等からの意見を反映させることを目的に設置した庄原市斎場再編整備検討委員会（以下、「検討委員会」とする）において議論を進めるために、市内自治会長等にアンケート調査を実施し、庄原市における各地域の火葬や葬儀の実態と、斎場に求める機能やサービスについて尋ねた。

●アンケート結果の概要

調査対象者 市内自治会長 200 人

実施期間 平成 24 年 12 月 6 日～平成 24 年 12 月 17 日

回収数 153 部（回収率 76.5%）

※設問によっては複数回答があるため、回収数と回答数は必ずしも一致しない。

火葬や葬儀の実態

問 1 地域の方がよく利用される斎場はどちらですか。

地域	庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領	合計
庄原市斎場	73	0	0	0	0	0	1	74
西城斎苑	0	14	0	0	0	0	0	14
東城斎場	0	3	34	0	0	0	0	37
口和斎場	0	0	0	9	0	0	0	9
高野斎場	0	0	0	0	9	0	0	9
比和斎場	0	0	0	0	0	6	0	6
総領斎場	1	0	0	0	0	0	7	8
その他	0	0	0	0	0	0	1	1

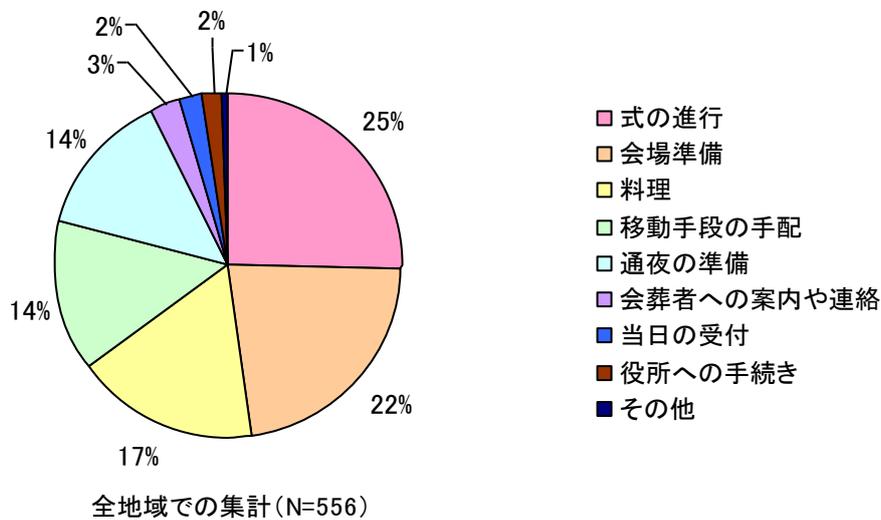
問 2 葬儀はどこで行うことが多いですか。

	庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領	合計
自宅	35	12	1	8	9	5	5	75
地域の集会所	2	0	0	2	1	1	4	10
公営の式場	1	1	29	0	0	0	0	31
民間の式場	48	4	1	0	0	0	3	56
その他	1	1	5	0	3	0	0	10

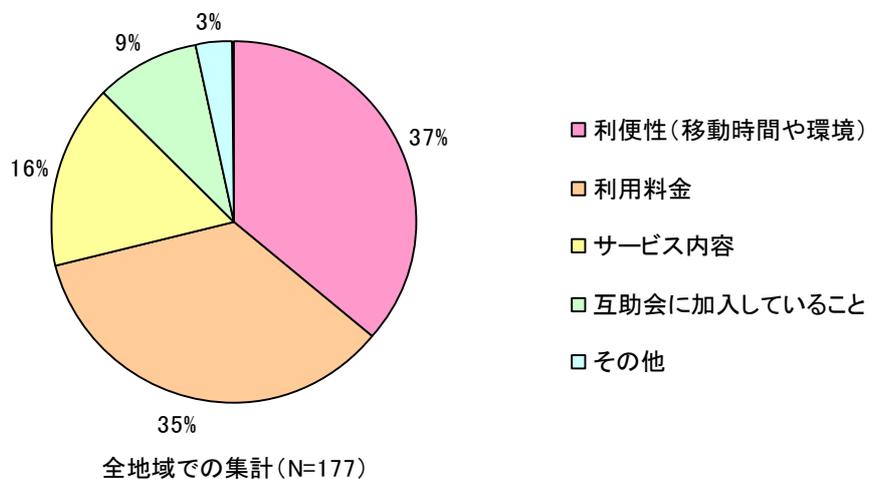
問3 火葬を行っている間の食事はどこで行うことが多いですか。

	庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領	合計
自宅	36	11	1	8	9	5	5	75
地域の集会所	6	2	0	1	0	1	0	10
公営の式場	1	1	28	0	0	0	0	30
民間の式場	29	0	1	0	0	0	1	31
その他	1	0	4	0	0	0	0	5

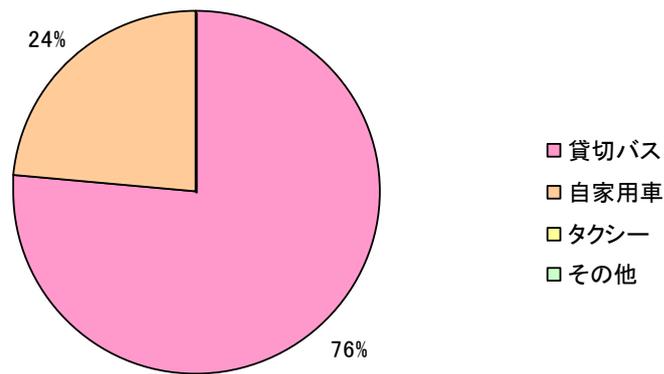
問4 葬儀（葬儀の一部）を民間業者に依頼する場合、受けるサービスはどのようなものですか。



問5 葬儀を行う式場を利用する場合、最も重要視することは何ですか。

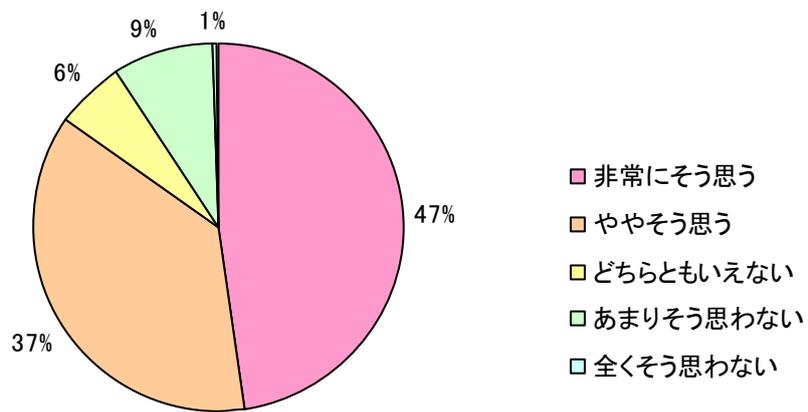


問6 遺族・親族の斎場までの主な移動手段は何ですか。



全地域での集計(N=152)

問7 自宅や地域での葬儀が難しくなっていると思いますか。

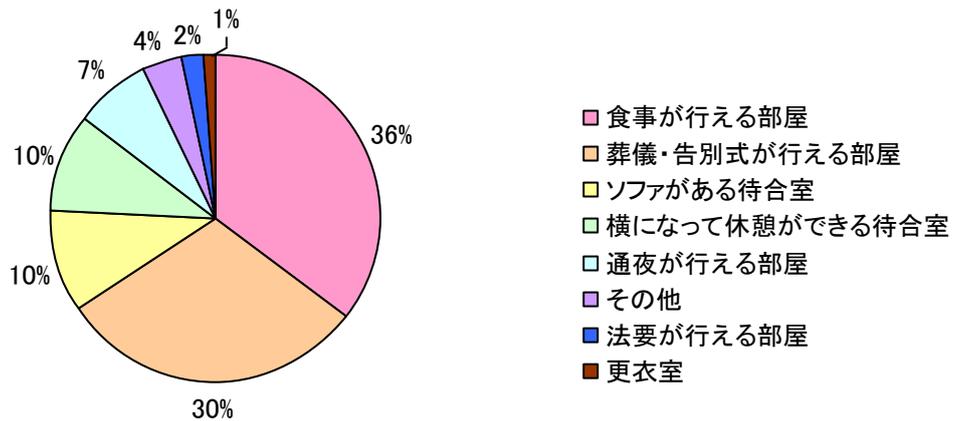


全地域での集計(N=151)

齋場に求める機能やサービス

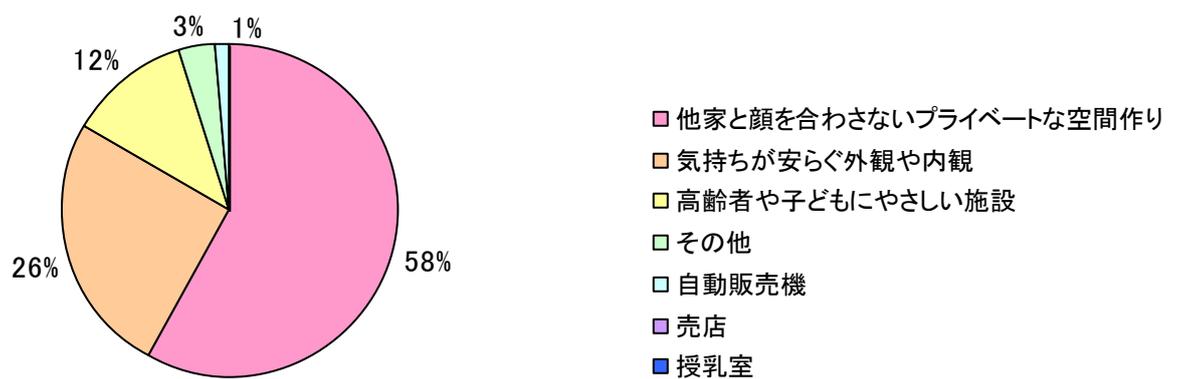
問8 再編によって施設の数が増える場合、移動距離が長くなるとともに身近な齋場が利用できなくなることが予想されます。その場合、利用する齋場に最も必要と考えられる機能、サービス、立地条件などは何ですか。

(1)機能面



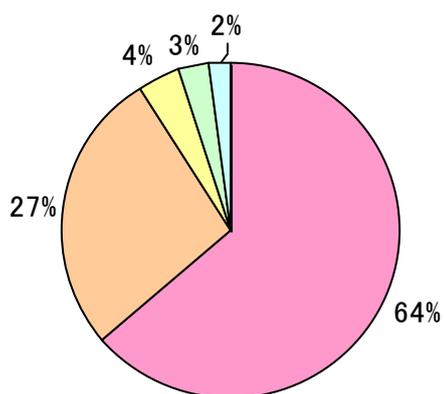
全地域での集計(N=284)

(2)サービス面



全地域での集計(N=144)

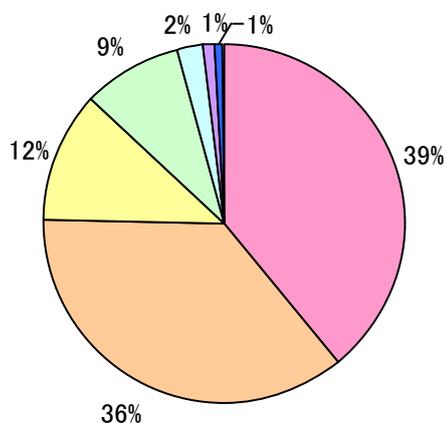
(3)立地条件面



- 主要道路が整備されているアクセスの良い場所
- 市街地付近の場所
- 自然環境の良い場所
- その他
- 周囲に人家の無い場所
- 公園等が付帯施設として整備できる場所

全地域での集計(N=146)

(4)その他



- 安価な利用料金
- 広い駐車場(50台以上駐車可能)
- 誰もが行きやすい丁寧な案内(看板・誘導・サイン等)
- 幅員の広い進入路
- 施設についての分かりやすいパンフレット等の作成
- その他
- 広報紙やホームページでの周知

全地域での集計(N=286)

自由意見

- ・高齢化等による人手不足から、1箇所では葬儀から火葬までできる一体的な施設が望ましい。
- ・気持ちの安らぐこと（立地、従業員の対応、いきとどいた清掃など）を期待する。
- ・移動時間が長いのは高齢の会葬者や関係者にとって大変であり、施設機能の充実よりも移動が優先される。

●アンケート結果の総括

再編を行うにあたって、施設数の削減による移動距離の増加が大きな問題として捉えられている。新しい施設には火葬機能・待合機能が充実し、葬儀等にも対応できること、交通の便がよいなど、より利便性の高い施設が望まれている。

3. 再編パターンの選定

火葬施設は必要不可欠な行政サービスであるため、昨今の厳しい財政状況を十分考慮しながら、利用者のニーズに対応した施設を確保する必要がある。

そこで、現在の東城斎場は利便性が高く建築年度が比較的新しいこと、高野斎場は市域北部の積雪事情を考慮し、必要性が高いため有効に活用する。

また、庄原市においては面積が広大であり、各地域から斎場までの移動時間が1時間を越えるのは利用者、特に高齢の会葬者にとっては大きな負担となるため、各地域から40分程度を移動時間の目安と考える。

そのため、再編については、『再編パターン3』を基本とし、庄原エリアの庄原市斎場、東城エリアの東城斎場、高野エリアの高野斎場の計3箇所に集約し、整備する。

4. 再編する施設整備の方向性

『再編パターン3』で集約する3施設について、施設整備の方向性を定める。

(1) 庄原市斎場

① 整備の方向性と建設候補地の選定

現在の庄原市斎場は老朽化が進んでいることから早期に建替える必要がある。そこで、下記の選定方針に基づき、隣接する県有地の取得が可能であり早期建替を目指せる「現在地」を候補地として選定する。

ただし、最終的には周辺住民の同意を得ながら決定していくことが重要である。

② 建設候補地の選定方針

庄原市斎場は、『再編パターン3』に基づき早期に建替える。また、庄原エリアの移動時間がおよそ40分圏内の場所とし、土地・立地・法的規制等の種々の評価項目により選定する。

【評価項目】

土地

a 面積

一定程度まとまった平地面積を確保する必要がある。

b 地権者

地権者の状況によって土地の取得可能性が異なるため、円滑な事業推進に影響があると考えられる。

c 埋蔵文化財の有無

埋蔵文化財がある場合、調査・発掘が必要である。

立地

a 交通アクセス

庄原エリアにおいて市街地から近いことや主要道路が整備されている場合、利用者の利便性は向上すると考えられる。

b 庄原市全域における位置

再編によって施設数が減少する中で、庄原市全域において残存する東城斎場及び高野斎場を含めた各地からの移動時間が長くないような位置とする必要がある。

c 周辺住民の理解

斎場の建替えに当たっては、迷惑施設というイメージも強く、周辺住民の理解が最も重要となる。

法的規制

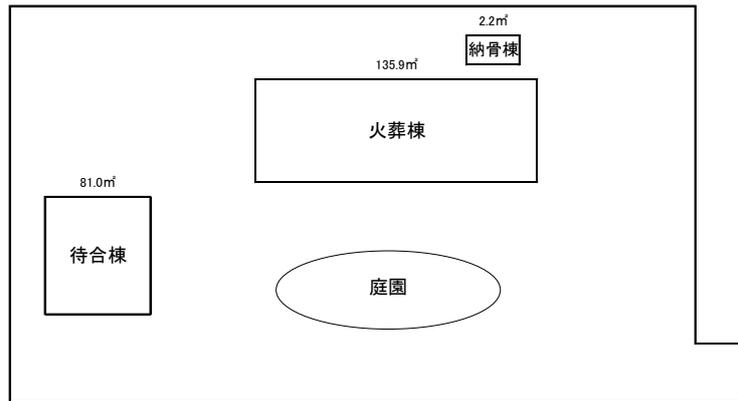
a 都市計画

都市計画区域内においては、火葬場は都市計画においてその敷地の位置を決定する必要がある。新築又は増築する場合には、市町村都市計画審議会の答申を得る必要がある（都市計画法・建築基準法）。

b 庄原市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（第 11 条）

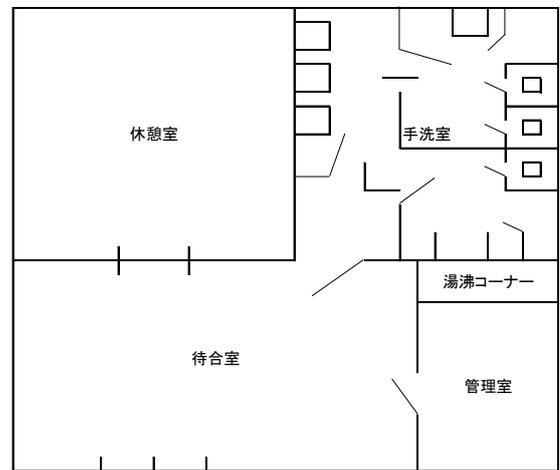
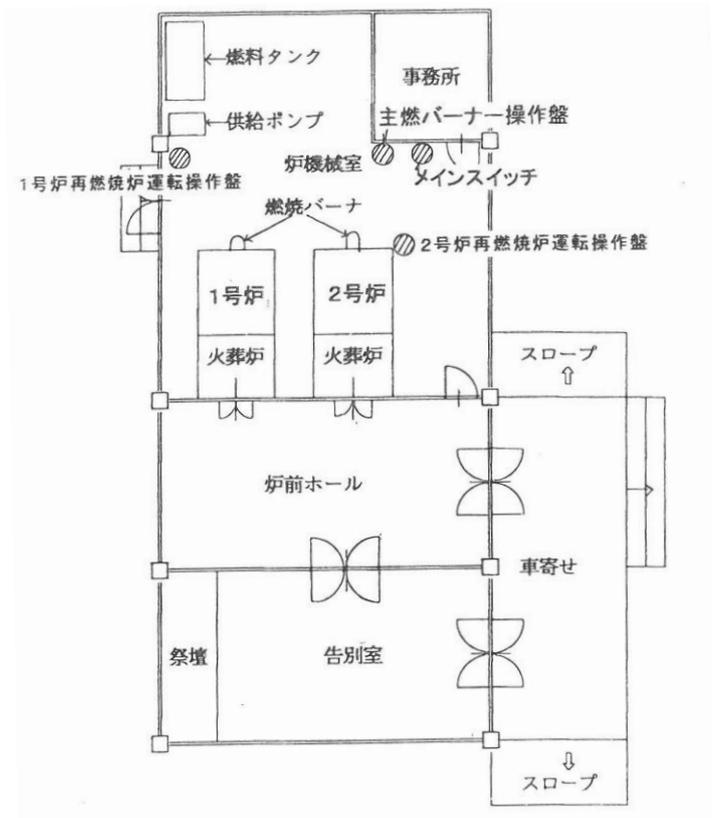
火葬場にあつては、人家等から当該火葬場の敷地の境界までの距離が 200 メートル以上であること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障の生ずるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

現庄原市斎場配置図



火葬棟

待合棟



火葬棟

●外観



●火葬炉



待合棟

●外観



●休憩室



●待合室



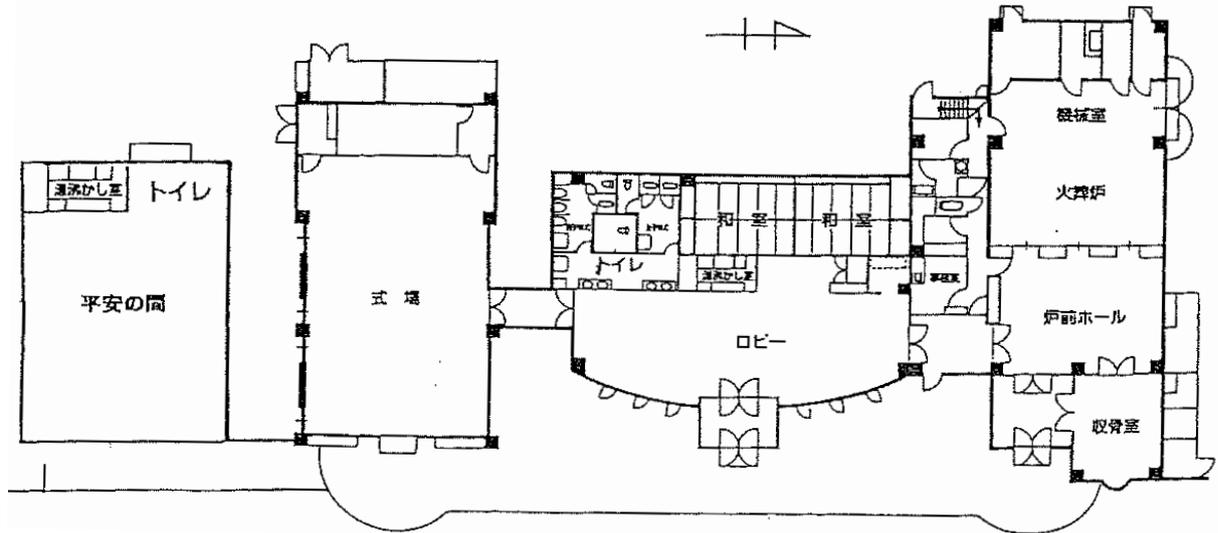
●トイレ



(2) 東城斎場

再編によって利用者の微増が見込まれるが、待合室や式場機能を有しているため現在の建物を維持し、駐車場については不足することがあるため、拡張整備を検討する。

東城斎場平面図



●外観



●火葬炉



●ロビー



●式場



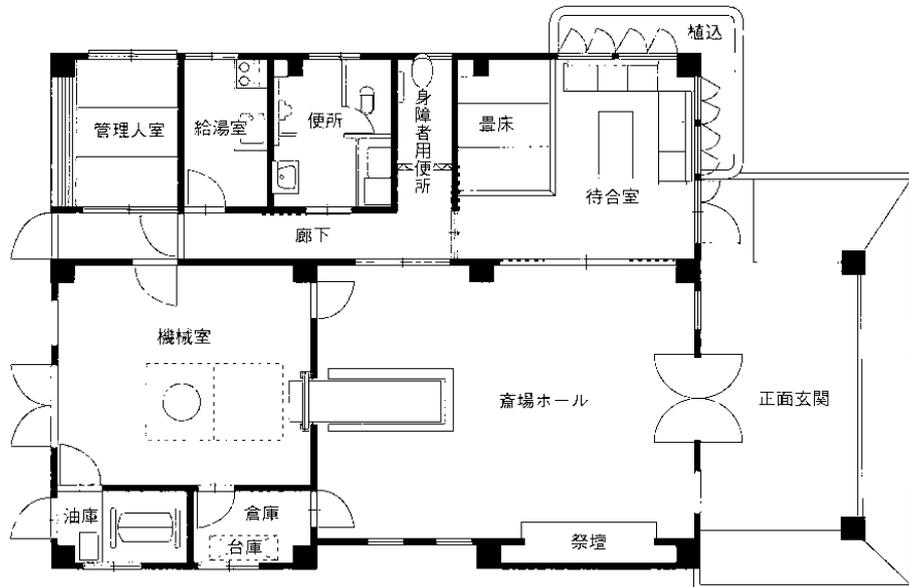
●平安の間



(3) 高野斎場

再編によって利用者の微増が見込まれるため、待合室等の拡張を検討し、現在の施設を維持する。

高野斎場平面図



●外観



●ホール



●待合室



●給湯室



(4) 各斎場に必要火葬炉数

将来の庄原市全体の必要火葬炉数は5基とした。再編によって新庄原市斎場、東城斎場、高野斎場の3箇所に集約した場合のそれぞれの必要炉数について次のとおり検討した。

死亡者数は、現在の地域別人口により按分し、廃止施設となる西城、口和、比和、総領の人口を、庄原、東城、高野エリアの斎場を利用するとして設定。

その結果、平成41年度において庄原エリア528人、東城エリア226人、高野エリア60人の死亡者数が見込まれる。また、他自治体からの利用件数見込み25件を庄原エリア5件、東城エリア15件、高野エリア5件程度と予測した。その他の係数は、火葬炉集中係数2.63、1炉1日あたりの火葬件数2件、年間稼働日数350日として、次のように算出した。

■庄原エリア

$$\text{必要火葬炉数} = (528 + 5) \times 2.63 / 350 / 2 = 2.00 \cong 2 \text{基} + \text{予備炉} 1 \text{基}$$

■東城エリア

$$\text{必要火葬炉数} = (226 + 15) \times 2.63 / 350 / 2 = 0.91 \cong 1 \text{基} + \text{予備炉} 1 \text{基}$$

■高野エリア

$$\text{必要火葬炉数} = (60 + 5) \times 2.63 / 350 / 2 = 0.24 \cong 1 \text{基}$$

以上より、新庄原市斎場では2基と予備炉1基の計3基が必要であると算出し、この規模で整備を行う必要がある。東城斎場では現状2基の火葬炉と予備スペースを有していることから、現状の炉数で対応できると考えられる。高野斎場では、現状の1基とする。

5. 再編時期

再編によって集約される新庄原市斎場の整備が完了した場合、その他の既存施設はコスト効果の観点から、できるだけ早期に廃止することが望ましい。

ただし、急激な施設の廃止によって利用者が混乱をきたすことがないように、施設の耐用年度(表10)を考慮しながら年次的・計画的な廃止時期を検討する必要がある。再編時期については以下のようなスケジュール(案)を検討した。

表10 斎場の構造と建物耐用年数

	庄原市斎場	西城斎苑	東城斎場	口和斎場	高野斎場	比和斎場	総領斎場
構造	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート2階建	鉄骨平屋建	鉄骨平屋建	鉄骨2階建	鉄骨平屋建
建築年度	昭和50年度	昭和61年度	平成8年度	平成元年度	平成8年度	平成11年度	平成14年度
耐用年数(※1)	50年			38年			
耐用年度	平成37年度	平成48年度	平成58年度	平成39年度	平成46年度	平成49年度	平成52年度
実質耐用年度(※2)	平成27年度	平成38年度	平成48年度	平成31年度	平成38年度	平成41年度	平成44年度

※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省)

※2 ※1の80%を耐用年数とした場合

スケジュール案1

新庄原市斎場の整備完了後5ヶ月間の移行期間を設け、既存施設の廃止を行う(表11-1)。

表11-1 再編スケジュール案1

斎場	実質耐用年度	H26	H28	H29	H30	H34	H35	H39	H40	H44	H45
庄原市斎場	H27			建替え	新斎場 供用開始						
西城斎苑	H38					廃止					
東城斎場	H48										
口和斎場	H31					廃止					
高野斎場	H38							実質耐用年度 経過			
比和斎場	H41					廃止					
総領斎場	H44					廃止					

平成24年度から平成45年度までの維持管理経費・修繕費の累計額・・・約8億9,396万円

- メリット
 - ・修繕費や維持管理経費についてコスト効果が大きい。
- デメリット
 - ・解体撤去経費が特定の年度に集中する。

スケジュール案2

各施設を耐用年度に近い時点まで有効活用する（表11-2）。

表11-2 再編スケジュール案2

斎場	実質耐用年度	H26	H28	H29	H30	H34	H35	H39	H40	H44	H45
庄原市斎場	H27			建替え	新斎場 供用開始						
西城斎苑	H38						廃止				
東城斎場	H48										
口和斎場	H31				廃止						
高野斎場	H38						実質耐用年度 経過				
比和斎場	H41							廃止			
総領斎場	H44										廃止

平成24年度から平成45年度までの維持管理経費・修繕費の累計額・・・約9億9,000万円

- メリット
 - ・現存の施設を耐用年度に近いところまで活用できる。
- デメリット
 - ・修繕費や維持管理経費が拡大する。
 - ・施設の老朽化により安心して火葬ができなく怖れがある。

新庄原市斎場の施設機能が整備され、統合されていく施設が全て廃止となるのは、スケジュール案1では平成30年度末日、スケジュール案2では平成45年度となる。スケジュール案1とスケジュール案2で維持管理経費を比較したとき、平成45年度時点で累計約9千604万円の差が生じる。今後、交付税の減額が見込まれる中においては大きな財政負担になると考えられる。

以上から、新庄原市斎場が完了する時点までは既存施設を有効活用し、将来的な財政負担を軽減するため施設廃止を早期に行う『再編スケジュール案1』を基に再編を進めていく。

第2章

庄原市斎場整備計画

I. 新庄原市斎場の基本理念

利用者が安心して火葬を行うことができる火葬炉機能を有し、待合室や式場を併設することで利用者のニーズに応じた心穏やかに過ごせる新庄原市斎場を整備する。

II. 新庄原市斎場整備の基本的な考え方

前章の「庄原市斎場再編計画」において、現在の老朽化している庄原市斎場を早期に建替え、利用者のニーズに応じた施設を整備することとしている。施設機能についての基本的な考え方は次のとおりである。

- ①遺体を火葬するための火葬部門、会葬者が収骨までの間を過ごし食事等を行える待合部門を整備する。
- ②葬儀が行える式場を整備する。

また、その他、施設の性格や役割を踏まえ、明るく清々しい施設づくりを目指す必要があり、かつ周辺環境との調和、環境保全対策に十分配慮しなければならない。

Ⅲ. 新庄原市斎場の概要

(1) 施設の内容

施設は火葬部門、待合部門、式場部門で構成し、整備する内容に必要な機能は次のとおりとする。

(2) 各部門の内容

① 火葬部門

ア 玄関ホール（エントランスホール）

利用者が火葬場施設のうちで最初に接する場所であるため、明るく厳かな施設となるようイメージづくりが大切である。また、火葬が集中した場合には混雑も予想され、最大の利用時においても圧迫感を感じさせない空間を確保する必要がある。

イ 告別室・炉前ホール

火葬炉に柩を安置し、柩を収める作業を行い、最後の別れを行う場所である。柩台車及び収骨台車を炉前に運搬、移送するため、これらの作業がスムーズに行え、会葬者がゆとりをもって集まることのできるスペースが必要である。設計に関しては、華美となったり、特定の宗教、宗派の様式に偏らないよう配慮する。

また、荷重に耐えうる床の設備や最後の別れを行う格調高い空間とする配慮も必要となり、焼香を行うため、床は防火対策の整った材質や換気対策にも留意する。

ウ 収骨室

収骨は、日本の葬送行為の特質であり、遺族との最後の対面場所となるため、これにふさわしい空間や雰囲気を持つ設備が必要である。

エ 火葬作業室・職員休憩室

火葬作業室は、作業環境を良好に保つよう配慮し、業務に従事する職員の動線が必要以上に複雑にならないようにする。

火葬作業は、高い温度と騒音の中で長時間行われる作業であるため、職員の健康管理に十分配慮した設備とし、余裕のあるスペース、作業室に隣接して洗面所、休憩室、更衣室を設置する。

空調換気にも十分配慮する。

オ 機械室（電気室・発電機・空調機械室）

火葬炉の技術進歩と公害防止設備の設置等に伴う機械設備の複雑化により、計器確認、安全性の確認等、火葬炉の監視及び操作が一ヶ所で行える集中制御システムが効率を図る上で望ましい。

カ 霊安室

遺体を一時的に安置する場所としてのスペースを確保する。

キ 残灰処理室

収骨後に残った残骨灰および飛灰を収集し保管する場所が必要である。

ク 風除室・ポーチ

利用者が快適に利用できるよう、主要な出入口となる場所に風除機能を持ったスペースを確保する。

なお、ポーチは、降雨・降雪時等に利用者及び柵が濡れないためのスペースを確保することが必要である。

ケ 倉庫

柩台車、収骨台車を格納するとともに、葬送行為に必要な各種道具を保管するため、火葬部門を中心に余裕のある空間スペースをもった倉庫が必要である。

②待合部門

ア 待合ホール

多くの方が利用することが予想されるため、待合ホールを確保する。

イ 待合個室

遺族は、悲しく辛い状況におかれていること、また、プライバシーを確保する観点から、個室の待合室を設置し、休憩や食事などを自由に行えるなど利用者のニーズに対応できる部屋とする。

ウ 湯沸室

湯茶の接待等に対応できる湯沸室スペースを確保する。

エ トイレ

遺族や会葬者が利用できるスペースを確保する。

オ 多目的ルーム

身体障害者や高齢者・乳幼児等の利用を考慮し、多目的に利用できるスペースを確保する。

③式場部門

ア 式場

高齢化が進み地域での葬儀が困難となっている状況を考慮し、式場を整備し、併せて、あらゆる葬儀に対応できる祭壇を設置する。

なお、庄原地域には、民間事業者所有の100人規模を超える式場があることから、80人程度までを想定した式場とする。

また、利用者の多様なニーズに応えるため、式場は貸館とする。

イ 式場ホール

式場の利用者が待機できる十分なスペース及び葬儀の受付場所を確保する。

ウ 遺族控室・通夜室

葬儀を行う遺族が控室として利用し、また通夜を行う場合は翌日の葬儀まで過ごすことができるスペースを確保する。

エ 聖職者控室

通夜や葬儀を行う際の聖職者が控室として利用できるスペースを確保する。

オ 業者控室

通夜や葬儀に関わる葬祭事業者の控室としてのスペースを確保する。

カ トイレ

身体障害者や高齢者の利用も考慮したスペースを確保する。

キ 空調機械室

空調設備を制御するための機械を備えたスペースを確保する。

ク 倉庫

式場部門に係る備品等を収納するスペースを確保する。

(3) 建築物の設備

① 照明

遺族や利用者に安らぎと癒しを与えるため、自然採光等を取り入れ、明るい雰囲気となる照明設備とする。

収骨室、告別室、炉前ホール等にもできる限り自然光を取り入れる必要がある。待合室は、外の庭園等が展望できるよう周囲をガラス張りとする設計が望ましい。

② 冷暖房

各スペースごとに快適に過ごすための冷暖房設備を設置する。

③ 換気

斎場は換気が重要であり、焼香う告別室・炉前ホール、収骨室及び作業室、式場等には、特に効率的な換気設備が必要である。

④ 放送設備及び電話

会葬者などへ利用の案内をするため、全館及び各室ごとに切り替え可能な放送設備が必要である。

⑤ 身体障害者及び高齢者の利用に配慮した設備

身体障害者及び高齢者に配慮した誰もが利用しやすいバリアフリーの施設とする必要がある。

⑥ 自動扉

主要な出入口に自動扉を設置することが望まれる。特に、柩を台車に乗せて移動する出入口には、自動扉の設置が必要である。

(4) その他の設備

① 駐車場

近年、マイクロバス等の借り上げによる利用者が増加傾向にあるため、中型車の駐車スペースを含め、会葬者や式場利用者の乗用車が駐車できる十分な面積を確保する。

② 進入路

マイクロバスが離合可能な道幅とする。

③ 案内看板

会葬者がスムーズに斎場に移動できるよう、各地に斎場への案内看板等を設置する。

IV. 建築物の規模と必要敷地面積

新庄原市斎場の概要を踏まえ、特定非営利活動法人日本環境斎苑協会発行「火葬場の建設・維持管理マニュアル」で示されている必要面積を参考にし、本計画の斎場で必要とする建築物、駐車場、庭園緑地、緩衝緑地などの必要面積について試算を行う。

(1) 建築物面積

本計画で整備する施設の面積については、表 12 に示しているとおり延べ床面積で 1,785 m² (2 階部分 101 m²含む) が必要と試算される。

表12 施設必要面積試算

部門	区分	面積(m ²)
火葬部門	エントランスホール	100
	炉前ホール・告別室 (1.5m ² ×40人×2室)	120
	収骨室 (1.5m ² ×40人×2室)	120
	火葬作業室	81
	職員休憩室	20
	残灰処理室	20
	機械室 (電気室・発電機等)	45
	倉庫	50
	空調機械室	40
	事務室	26
	霊安室	20
	その他 (通路・階段等)	88
	機械室 (2階)	81
	通路 (2階)	20
	小計	831
待合部門	待合ホール	72
	待合個室 (1.8m ² ×40人×3室)	216
	トイレ・湯沸室	51
	多目的ルーム	12
	その他 (通路・自販機・電話・階段等)	119
		小計
式場部門	式場ホール (附室を含む)	75
	式場 (1.8m ² ×80人×1室+祭壇)	149
	遺族控室 (通夜室) (1.8m ² ×40人×1室)	72
	聖職者控室	14
	業者控室	14
	トイレ	40
	空調機械室	60
	その他 (通路等)	60
	小計	484
合計延床面積		1,785

その他、降雨、降雪等のときに会葬者が建物内に入出するためのポーチ及び車寄せが必要である。空間はできるかぎり広くとることが望まれ、本計画においては約 300 m²を確保することとする。

したがって、建築面積は (1,785 m² - 101 m²) + 300 m² = 1,984 m²となる。

以上のことから、必要建築物面積は 1,984 m²となる。

(2) 駐車場・構内道路面積

本計画で建設する駐車場・構内道路面積については、同時間帯に重なる火葬件数及び葬儀件数を考慮しつつ、余裕をもった面積を確保する必要がある。

① 車両 1 台あたり占有面積

各車両について占有面積を以下のように設定する。

- ア マイクロバス : 64 m²
- イ 普通乗用車 : 30 m²
- ウ 業務用車両 : 30 m²

② 同時間帯に想定される車両数

本施設では同時間帯に行われる火葬を 2 件、葬儀を 1 件として想定し以下のように設定する。

- ア マイクロバス : (遺族・火葬会葬者 1 台 × 2 件) + (葬儀実施者 1 台 × 1 件) = 3 台
- イ 普通乗用車 : (遺族・火葬会葬者 5 台 × 2 件) + (葬儀参列者 80 台 × 1 件) = 90 台
- ウ 業務用車両 : 施設管理職員、民間事業者等が駐車するスペースを 10 台として確保する。

③ 必要駐車場・構内道路面積の算定

- ア マイクロバス : 64 m²/台 × 3 台 = 192 m²
 - イ 普通乗用車 : 30 m²/台 × 90 台 = 2,700 m²
 - ウ 業務用車両 : 30 m²/台 × 10 台 = 300 m²
- 合計駐車場面積 3,192 m²

以上の結果から、必要駐車場・構内道路面積は 3,192 m²となる。

(3) 緩衝緑地・庭園緑地面積

設置基準は定められていないが、周辺地域や利用者の心情に配慮した緩衝緑地・庭園緑地帯を整備する。

(4) 必要敷地面積

以上の試算を元に、本計画で必要とする敷地面積を算出すると次のようになる。

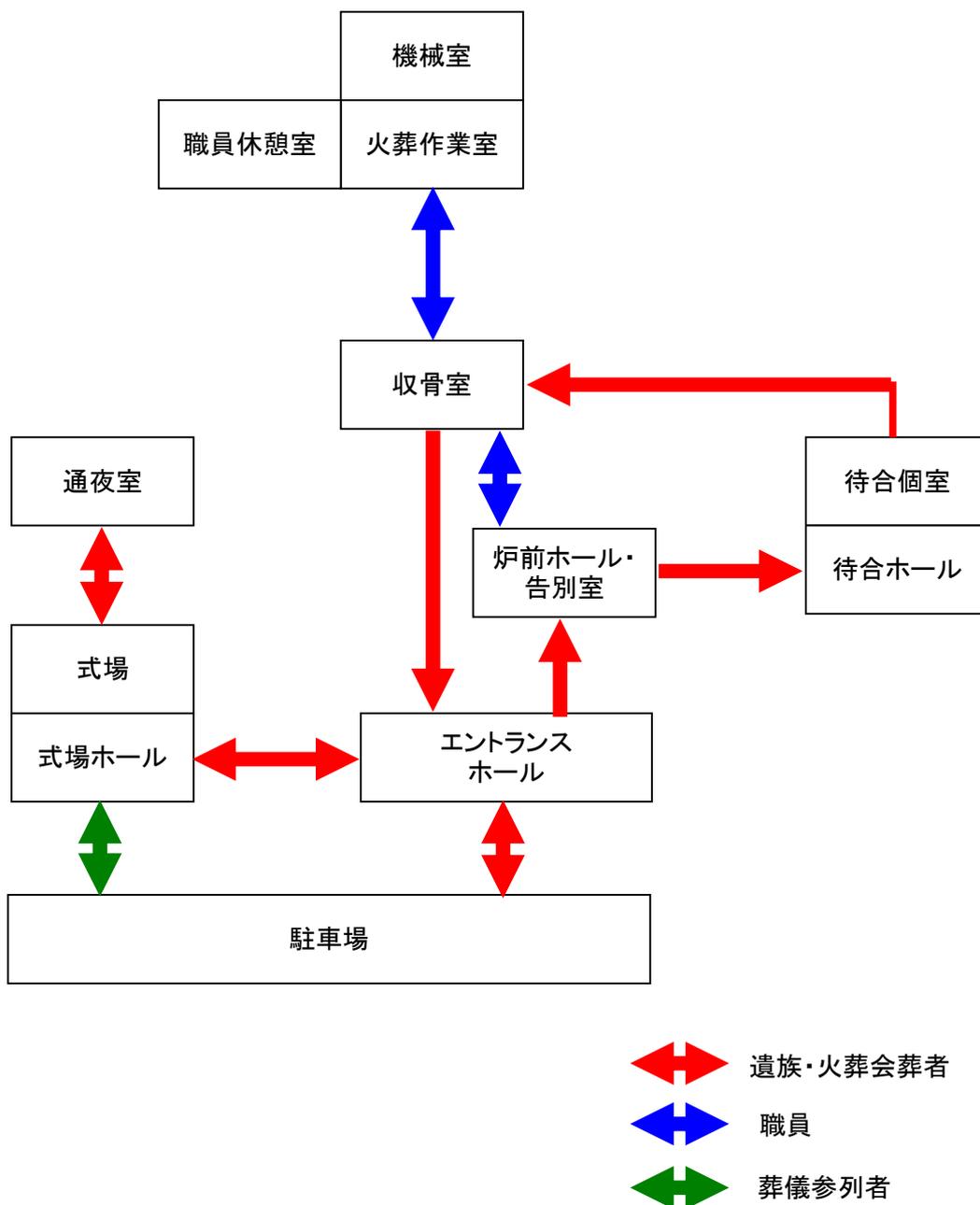
建築物面積 (建築面積)	1,984 m ²
駐車場・構内道路面積	3,192 m ²
緩衝及び庭園緑地帯	650 m ²
合計面積	5,826 m ²

V. 動線計画

斎場における動線計画については、一連の葬送行為(到着→告別→焼香→入炉→待合→出炉→収骨→退出)がスムーズな流れとなるよう計画する必要がある。また、他家の会葬者と可能な限り交錯しないように配慮することも重要である。

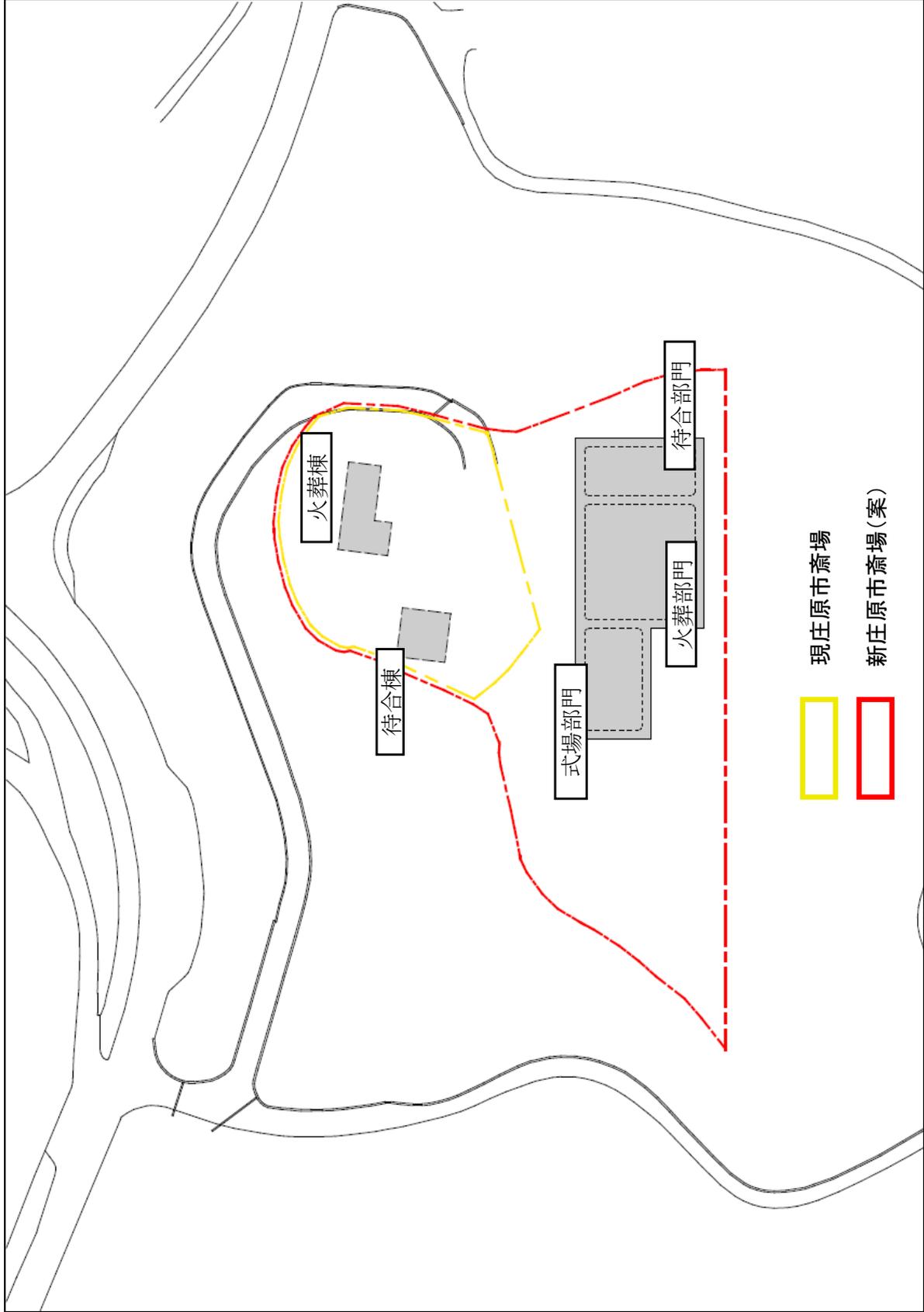
新庄原市斎場においては、火葬部門、待合部門、式場部門の3部門を想定しているが、建物の耐用年数を考慮し建築構造を同一のものとし、一体型の施設を計画する。

基本動線を次に示す。



VI. 建設地と建物配置計画

庄原市斎場を現在地で建替える場合の土地と建物イメージを以下に示す。



※このイメージ図は、現時点での敷地利用計画を示したものであり、今後計画等を進める中で具体的に確定していくものである。

VII. 概算事業費

本施設の概算事業費は次のとおりである（表13）。なお、この概算事業費は試算であり、造成設計や基本設計の段階において変動するものである。

表13 新庄原市斎場の概算事業費

項目		単価 (千円/㎡)	数量	事業費 (千円)
用地買収	小計	10	約 5,300㎡	53,000
建築工事	建物本体（非木造）	600	1,785㎡	1,071,000
	火葬炉（予備含む）	46,300	3基	138,900
	その他備品等		一式	21,600
	小計		1,785㎡	1,231,500
造成・内外溝工事	敷地造成工事	15	約 7,600㎡	114,000
	駐車場・構内道路工事	15	3,192㎡	47,880
	付帯施設工事（緩衝緑地）	15	380㎡	5,700
	植栽工事（庭園緑地）	8	270㎡	2,160
	小計			169,740
進入路工事	小計	200	219m	43,800
設計監理委託料	基本設計		一式	12,758
	実施設計		一式	29,456
	造成設計		一式	6,309
	施工監理		一式	14,531
	小計			63,054
調査	環境影響調査		一式	4,348
	地質調査		一式	5,651
	鑑定評価		一式	410
	小計			10,409
測量	地形測量		一式	1,911
	路線測量		一式	1,967
	用地測量		一式	5,364
	小計			9,242
既存施設解体	解体設計		一式	2,777
	解体工事		一式	45,257
	小計			48,034
都市計画決定委託	小計		一式	2,572
合 計				1,631,351

Ⅷ. 事業スケジュール

年月 内容	平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度															
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3												
再編計画・ 整備計画策定	↕																																			
環境影響調査	↕																																			
用地測量等					↕																															
用地買収									↕																											
造成設計					↕																															
基本設計					↕																															
実施設計									↕																											
都市計画決定													↕																							
造成工事													↕																							
建設工事																					↕															
火葬炉工事																									↕											
解体工事																													↕							
供用開始																													↑							

庄原市斎場再編整備検討委員会設置要綱

平成24年8月31日告示第132号

(設置)

第1条 庄原市斎場再編整備事業に関し、広く市民等からの意見を反映させるため、庄原市斎場再編整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庄原市斎場再編計画に関すること。
- (2) 庄原市斎場整備計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民団体の代表
- (2) 自治振興区等が推薦する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これ

を定める。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、取りまとめた意見等について、庄原市斎場整備事業推進本部に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。

平成 25 年 1 月 30 日

庄原市斎場整備事業推進本部
本部長 矢吹 有司 様

庄原市斎場再編整備検討委員会
委員長 野原 建一

斎場再編に関する意見書について

このことについて、庄原市斎場再編整備検討委員会設置要綱第 2 条第 1 号に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、要綱第 7 条に基づき報告いたします。

斎場再編に関する意見書

庄原市斎場再編整備検討委員会では、庄原市の斎場における課題と今後の斎場のあり方について議論を重ね、次のとおり意見を取りまとめました。

庄原市斎場再編計画の策定にあたっては、本委員会において取りまとめた意見を十分に反映いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 現存する7斎場を、将来的には市全体で庄原エリア1箇所、東城エリア1箇所、高野エリア1箇所の計3箇所に集約すること。
2. 老朽化している庄原市斎場を早急に建替えること。
3. 利用者に混乱を与えないために、再編による庄原市斎場以外の施設の廃止は年次的・計画的に行っていくこととし、廃止までの間は現存の施設を最大限有効活用すること。

平成 25 年 8 月 29 日

庄原市斎場整備事業推進本部
本部長 矢吹 有司 様

庄原市斎場再編整備検討委員会
委員長 野原 建一

庄原市斎場の整備に関する意見書について

このことについて、庄原市斎場再編整備検討委員会設置要綱第 2 条第 1 号に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、同条第 7 条に基づき報告いたします。

庄原市斎場の整備に関する意見書

庄原市斎場再編整備検討委員会では、庄原市の斎場における課題と今後の斎場のあり方について議論を重ね、次のとおり意見をとりまとめました。

庄原市斎場整備計画の策定にあたっては、本委員会においてとりまとめた意見を十分に反映いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 庄原市斎場整備にあたっての規模・機能の検討

(1) 火葬炉数

火葬炉は3基分のスペースを確保することが望ましい。

<理由>

平成25年1月30日付けで報告した斎場再編に関する意見書において、「現存する7斎場を、将来的には市全体で庄原エリア1箇所、東城エリア1箇所、高野エリア1箇所の計3箇所に集約すること」として意見をとりまとめた。

エリア別に将来の人口動態等から必要火葬炉数を算出したところ、庄原エリアでは予備炉を含めると3基は必要であると算出された。

よって、今後の火葬需要に対応できるだけの火葬炉数3基分のスペースを確保する必要があると考えられる。

(2) 待合室の整備

休憩や食事を行うことができる待合室を設けることが望ましい。

<理由>

待合室は、斎場の再編に伴い施設数が少なくなるため、市内各地からの移動距離が長くなり、利用者への負担が増加すると考えられる。

現在の庄原市斎場の待合室は老朽化が著しく、市民の使用に適していない。そのため、収骨をするまでの間、一度自宅等まで帰る場合が多く、利便性が高いとは言えない。

よって、利用者の負担を減らし、火葬の間、休憩や食事を行うことのできる待合室が必要であると考えられる。

(3) 式場の整備

家族葬に対応できる 40～50 人規模の式場を整備し、貸館として管理運営することが望ましい。

<理由>

市内自治会長へのアンケート調査（平成 24 年 12 月）により、会葬者が 100 人を越える葬儀が近年減ってきており、家族葬の需要が増加してきていることが分かった。

そのため式場の整備にあたっては、民業を圧迫しない配慮が必要なことから、民間事業者が所有する 130～200 人規模の式場ではなく、40～50 人規模が妥当であると考えます。

また、葬儀形態は喪主や地域の考えによって異なるため、葬祭業者の選択を市民である利用者に委ねることができるよう、貸館形態とする。

2. 庄原市斎場の建替え候補地

庄原市斎場を庄原エリア内に建替えるにあたり、建設地として適切な場所を選定するため、土地・立地・法的規制等の種々の評価項目の視点から検討した。

なお、検討にあたっては、利用者の移動にかかる負担が大きくなるよう庄原エリアにおいて約 40 分以内での移動距離が確保できる場所であること、また、遺族にとって安らかに故人に思いを馳せることのできる環境であることを重点とした。

(1) 評価項目

<u>土</u> 地	必要面積の確保（施設や駐車場の整備に 5,000 m ² の平地面積が必要） 地権者、地権者数（土地取得の可能性） 埋蔵文化財の有無
<u>立</u> 地	交通アクセス 庄原市全体から見た位置 周辺住民の理解
<u>法的規制</u>	都市計画法（都市計画区域、用途地域、風致地区） 庄原市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（200m 以内の人家等の有無）

(2) 建設候補地

i) 現在地

隣接する県有地を取得することで必要面積を拡張・確保できる。また、庄原市街地からは道幅が広く交通量の少ない県大通り線が整備されているため、安全な移動が可能である。周囲を自然環境に囲まれ静寂である反面、現況は木々で視界が遮られ暗い雰囲気があるため、利用者の気持ちに配慮した明るく開放感のある景観とされたい。工事にあたっては、既存施設を利用しながらの建替えとなるため、工事期間中の利用に支障がないよう十分配慮されたい。

ii) 川北地域

庄原市全体の中心に位置し、市民全体にとっての利便性は高い。また、周辺には居住している住民がいないことから、早期かつ円滑な整備が可能であると考えられる。しかし、必要面積を有する市有地は2箇所あるものの、一方の土地は河川が存在するため一体的な整備が難しく利用度が低く、もう一方の土地は不整形かつ市道の整備が予定されているため、建設することは困難である。更には、3年前にゲリラ豪雨災害が発生した地域であり、安全性は確保されているものの、依然として危険であるというイメージが拭えない。

iii) 上野総合公園横

庄原市街地の中心であり交通アクセスが良く、利便性が高いと考えられる。ただし、200m以内に人家・公園等があり庄原市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の基準に抵触するため適当ではない。

iv) 石塔池付近

庄原市街地の中心であり交通アクセスが良く、利便性が高いと考えられる。ただし、200m以内に人家・学校等があり庄原市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の基準に抵触するため適当ではない。

(3) 最適候補地

以上の4つの候補地から、本検討委員会で評価項目を基に調査検討した結果、「現在地」が最適な候補地であるとして意見を集約した。

<理由>

現在の老朽化している庄原市斎場の建替えが急務となっている中で、「現在地」は、敷地を拡張するにあたって県有地の取得に課題がなく、また造成に関して地形改変が比較的小さいことや、工事施工中の周辺環境に大きな影響を与えないことから、早期の整備が可能であると考えられる。

更に、交通量が少なく道幅の広い県道が整備されているため安全安心な移動が確保できること、周囲を山に囲まれ騒音が少なく静寂な環境であることから、故人の人生の終焉を心穏やかに見送る場所としてふさわしいと考えられる。